

江南市運転経歴証明書交付手数料助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の運転免許証の自主返納を促進し、高齢者による交通事故の抑止を図るため、運転経歴証明書交付手数料助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第92条第1項に規定する運転免許証で、法第92条の2に規定する有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 受けているすべての運転免許(法第84条の「運転免許」をいう。)について、法第104条の4第1項の規定による取消しを申請し、法第107条第1項第1号の規定により運転免許証を返納することをいう。
- (3) 運転経歴証明書 法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書をいう。

(対象者)

第3条 助成金の対象者は、第5条に定める交付申請時において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている満70歳以上の自主返納を行っていない者で、江南警察署(交番を除く。以下同じ。)において自主返納し、かつ運転経歴証明書の交付を申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱に基づく交付を受けた者は対象者としてしない。

(助成の内容及び方法)

第4条 市長は、予算の範囲内において、運転経歴証明書の交付申請に必要な手数料(以下「手数料」という。)を助成するものとする。

2 市長は、対象者が江南交通安全協会(以下「協会」という。)に支払うべき手数料相当額について、その者に代わり、協会に助成金を支払うことによって、対象者に対し、助成したものとみなす。

3 市長は、この要綱に基づき必要となる助成金の手続きに関し、別に協会と協定を締結するものとする。

(交付申請)

第5条 前条に規定する手数料の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、運転経歴証明書交付手数料助成金交付申請書(様式第1)に、申請者本人の運転免許証の写しを添えて市長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の申請に際し、申請者本人の運転免許証を提示しなければならない。

(代理申請)

第6条 代理人により前条の申請をする者は、前条の定めるところによるほか、代理人の身分証明書の写しを、市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、第5条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、運転経歴証明書交付手数料助成金交付決定通知書(様式第2)(以下「交付決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書の交付申請)

第8条 前条の交付決定通知書を受けた申請者は、江南警察署において運転免許証の自主返納の手続きが完了した後、運転経歴証明書の交付を申請する前に、協会に対して、交付決定通知書を提出しなければならない。

(運転経歴証明書の交付申請期限)

第9条 申請者は、前条の交付決定通知書の提出及び運転経歴証明書の交付申請を、その申請年度の末日までに完了しなければならない。

(県収入証紙の交付)

第10条 協会は、第8条の規定により交付決定通知書の提出を受けたときは、申請者に対し、運転経歴証明書の交付申請に必要な県収入証紙を交付するものとする。

2 申請者は、前項により交付を受けた県収入証紙を、運転経歴証明書の交付申請以外の用途に使用してはならない。

(実績報告)

第11条 協会は、前条の規定により県収入証紙を交付した実績を月ごとに取りまとめ、当該月の翌月10日までに、実績報告書(様式第3)により、市長に報告しなければならない。

2 協会は、前項の実績報告書に第8条の規定により提出を受けた交付決定通知書を添付しなければならない。

(助成金の確定、請求及び交付)

第12条 市長は、前条の実績報告があったときは、その内容を審査のうえ、運転経歴証明書交付手数料助成金交付確定通知書(様式第4)により協会に通知するものとする。

2 協会は、前項の助成金の確定を受けたときは、運転経歴証明書交付手数料助成金交付請求書(様式第5)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求書が提出されたときは、協会に対して、速やかに助成金を交付するものとする。

(不正利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者がいるときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させ

ることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。